

北海道子どものいじめ防止に関する条例(仮称)地域別説明会 「基本的な考え方」に対する意見のまとめ

I 条例制定の背景及び目的

No.	項目	発言者	発言要旨
1	I	市町村教育長	法律に基づき、地方公共団体・学校・地域が一体となった総合的な取組や効果的な施策を進めることが求められる。
2	I	市町村教育長	法律や条例は、これまでの学校の取組を明文化したものであり、学校・地域・行政が一体となって取り組むことを示すものであり、意義深い。
3	I	市町村教育長	条例の制定は大切なステップであり、これを機に、道民の関心を高めたり、認識を深めることができる。
4	I	中学校長	教育界のみならず、社会全体で「いじめ防止」に取り組むことが重要。教育界と関係機関等がより一層の連携を深め、「いじめ根絶」を目指す取組の充実を図ることの大切さを改めて確認できた。
5	I	私学関係者	私の経験からも、いじめは人間としてやってはいけないことであるが、いつの時代であっても起こりうると思う。 起こる要因は人間の根源にかかわるものであり、いじめを起こす要因が内在しているのではないだろうか。このことから、いじめを禁止するというだけでなく、いじめの本質や根源を考えていくことが必要。
6	I	PTA関係者	社会全体が連携して子どもたちのことを考えることが必要。

II 条文化に当たっての基本的な方針

No.	項目	発言者	発言要旨
7	II③	市町村教育長	道独自の規定や、そのために必要な措置・要請が盛り込まれていることを評価する。
8	II④	市町村教育長	条例における市町村の位置づけについて、市町村と道の考え方に差が生じないように、また、市町村間の取組にも差が生じないようにすることが大切。
9	II④	市町村教育長	条例の趣旨は理解できるものの、条例制定後、道及び道教委の市町村教委や学校への指導がどのようになるのか、具体的な部分が極めて不明。 従前から道教委は、道立学校への指導を基に、市町村教委も同様の対応を指導してきたことが多かったと思うが、今回は条例制定という中で、市町村教委や学校への指導がどのようになってくるのか、また、どのように対応を図ればいいのか。こうしたことについて、条例制定前に教育長会議で説明し、道教委の目指す姿等について議論するべき。また、校長会等を通じた協議も必要。
10	II④	市町村教育長	いじめへの対応は、学校だけではなく、教育委員会も連携しているが、条例案では何か起こってからの対応にしか見えない部分があり、子どもを守るという視点について、道教委や市町村教育委員会等、全体で関わって行くという意思表示をもっと打ち出すべき。
11	II④	小学校長	市町村の取組に対する道の支援を強め、道内の市町村、学校等が足並みをそろえて、いじめ防止に更に取り組んでいけるようにする必要。
12	II④	PTA関係者	道が設置する学校についての条例となっているが、市町村が設置する学校についても、設置する機関によって対応に偏りがないようにすることが重要。

III 条文に盛り込むべき事項

No.	項目	発言者	発言要旨
13	1(1)	中学校長	目的にあるように、児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくることが重要。
14	1(1)	特別支援学校長	障がいのある児童生徒は、友達とのちょっとしたいさかいかでも「いじめられた」としてとらえる傾向が強い。目的にあるように、互いに認め合い、理解し合える人間関係づくりができるよう学校教育を充実させていきたい。

No.	項目	発言者	発言要旨
15	1(2)	NPO等	いじめの定義について、警察庁の定義のように「物理的攻撃や心理的圧迫を一方的に反復継続して加えることにより苦痛を与えること」とすべき。文部科学省の定義では、いじめられている児童生徒が苦痛と感じていることを申告しなければいじめと判断することができないことになる。
16	1(3)	市町村教育長	いじめに対しては、傍観者や観衆が問題を改善することが必要。
17	1(3)	PTA関係者	いじめられる側はもちろんのこと、いじめる側への指導や支援にも教育的に配慮した条例にしてほしい。
18	1(4)	家庭教育サポート企業	いじめた側の責務が少ないと感じる。また、観衆や傍観者の責務や役割、周りの子どもが保護者や教師にどう伝えればいいのかをわかりやすく示す必要。
19	1(5)	市町村長	昔は他人の子どもにも強く注意していたが、今は見て見ないふりをする。このような社会が形成されたことについて十分検証する必要。
20	1(5)	市町村教育長	学校の設置者、学校、保護者、道民等の責務、役割が明確になることは意義深い。「いじめ防止」に関しては、それぞれの機関が役割を果たし取組を推進する必要。
21	1(5)	市町村教育長	「事業者の役割」についても言及されており、社会全体でいじめの問題に取り組むということの規定しようとしていることを評価。
22	1(5)	小学校長	保護者の責務は「努めること」となっているが、学校等と同様に「すること」としてはどうか。
23	1(5)	中学校長	条例により、当事者がそれぞれの責務を自覚し、何をするか考えなければならないことが明確になる。
24	1(5)	高等学校長	子どもの人格を育成する第一の場は家庭であり、家庭の教育力を再生することが重要。より良い人格に支えられた健全な「人格的文化」により、蔓延している「いじめ文化」を転換していく。そのため学校教育には、人格教育と公正で客観的なルールづくりが求められる。このことを、教育者、父母、地域社会が共有していくことが必要。
25	1(5)	高等学校長	いじめは大人の社会の反映だと思うが、法において、保護者が子の規範意識を養うことを責務とすべきであった。
26	1(5)	高等学校長	保護者の責務として、子どもの教育について第一義的責任を有することから、規範意識を養うことについて保護者の意識が低くなってしまうと、本条例の実効性を確保するのは難しい。
27	1(5)	高等学校長	学校教育と家庭教育の在り方について見直す必要があると感じている。学校で人権教育と道徳教育にしっかり取り組んだ上で、家庭教育も担わなければならない状況にある。家庭教育の問題を条例の中に盛り込むことが重要。
28	1(5)	PTA関係者	学校以外の団体で活動している子どもを把握するとともに、そうした団体に対する通達を道、市町村、振興局等でしっかり行うことが必要。
29	1(5)	社会教育関係者	法律は学校の責任を明確にしたものとなっているが、いじめの問題は家庭や地域の教育力の低下が原因となっていることから、家庭や保護者の責任を明確にすることが必要。
30	2(1)	市町村教育長	本市では、いじめ問題総合対策方針を作成。未然防止、早期発見、早期対応を柱に、学校の組織的な取組を進めるとともに、地域へのリーフレット配付により、いじめはあってはならないことを周知する取組を進めることが重要。
31	2(2)	市町村教育長	「いじめ問題対策連絡協議会」では、第三者の参画を得るとあるが、地方では人材が不足しがち。市町村に対し、こうした人材の派遣について援助を期待。
32	2(2)	市町村教育長	「いじめ問題対策連絡協議会」の設置については、現在有効に機能している生徒指導研究協議会の活用を含め、柔軟に対応できるようにすることが重要。
33	3(1)	市町村教育長	本市では、市内全小・中学校の児童会・生徒会の代表による子ども会議を開催。いじめられている子どもへのサポートや、未然防止に向けた取組等について話し合ったことを各学校に持ち帰り、各学級で話し合う取組を進めており、こうした取組が広がっていくことを期待。
34	3(1)	市町村教育長	本市では、教師のコミュニケーションスキルや教師としての対応力の向上を目指したハンドブックを作成し配付。教職員が子どもとの適切なコミュニケーションにより信頼関係を築き適切な対応ができるようにすることが大切。

No.	項目	発言者	発言要旨
35	3(1)	小学校長	いじめの防止に当たっては、道徳教育の充実が重要。また、子どもには、苦しさや逆境を乗り越える力を育成することも重要。
36	3(1)	小学校長	道独自の規定である「児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくること」の目的を達成できるよう、道徳教育、体験活動の充実に向け、活動面、財政面の支援を進めることが重要。
37	3(1)	中学校長	道徳教育や体験活動の充実、児童生徒の自主的な活動の促進などがうたわれているので、条例の制定を機に、本校におけるこれまでの取組を検証し、いじめの防止のための取組を充実させていきたい。
38	3(1)	中学校長	児童生徒は人と人のかかわりの中で成長することから、そのようなかかわりを通して学ぶ機会を確保し、「居場所づくり」「絆づくり」の観点で教育活動を実践していかなければならない。いじめを人権の問題としてとらえ、法務省の連携など、行政の中での横の連携をとることも重要。
39	3(1)	中学校長	子どもたちが自発的にいじめはだめだと言い合える状況や、いじめが生まれにくい環境づくりを進めるなど、未然防止に軸足を置いた取組を進めるべきであり、このことを条例に盛り込むことが必要。
40	3(1)	高等学校長	条例制定を機に、学校行事やホームルームなどを通じて、生徒の人間関係づくりを充実させていくことが重要。
41	3(1)	高等学校長	生徒に対するピア・サポートの取組は、いじめを防ぐ学校風土の醸成に効果があり、条例により取組の裏付けが得られることは大変心強い。
42	3(1)	高等学校長	条例化することは素晴らしいことであるが、命は一つしかなく尊いものであることを強調することが重要。 小学生へのアンケートで、「死んだら生き返る」という回答が多く見られたことから、死生観を理解させることが必要。
43	3(1)	特別支援学校長	人権教育の充実が重要。
44	3(1)	私学関係者	未然防止は、学校教育の内容が問われているのではないかと。子どもたちが感動できる学校づくりが重要。
45	3(1)	PTA関係者	児童生徒はいじめられる側にもいじめる側にもなる可能性があるが、本条例はいじめられる側の内容が多いので、いじめる子どもをつくらないようにする施策が重要。
46	3(1)	PTA関係者	いじめの防止について、加害者や周囲の児童生徒への指導が基本理念で示されているが、子どもたちをたくましく、いじめに負けないように育てることも重要。
47	3(1)	社会教育関係者	いじめは許されないが、社会に出てからの集団生活の練習のために学校生活があることを考えると、一定の人間関係の軋轢や摩擦を経験することは必要。
48	3(1)	NPO等	いじめは社会の問題であり、未然防止についてしっかり発信してほしい。せつかく北海道独自のものを取り入れているので、北海道の子どもたちの特徴を生かし、堂々とした北海道モデルの条例をつくってほしい。
49	3(1)	家庭教育サポート企業	いじめの未然防止の取組が少ないので、道徳教育を重点にすべき。家庭教育を支援するため、子どもと保護者が一緒に道徳を学ぶ場をつくっていくことも必要。
50	3(1)	家庭教育サポート企業	いじめ発見のきっかけで、「本人からの訴え」というのが少ないことに驚いた。家庭でのコミュニケーションの在り方を考え直さなければならないと感じた。望ましい人間関係づくりやコミュニケーション能力の育成について具体的に取組むことが重要。
51	3(2)	市町村教育長	当町では、よりよい学級経営に役立つよう、「QU」を実施。教員の観察や面談だけで子どもの状況や変化を把握することが難しいことから、客観的な指標を活用し、人間関係を中心に楽しい環境づくりに向けた取組を進めていくことが大切。
52	3(2)	小学校長	いじめに係る相談体制の整備について、本当に実効性のあるものにするためにどうしたら良いのか真剣に考えていくべき。全て責任が学校に来るような形にはしてほしくない。
53	3(2)	小学校長	各学校は学力向上も求められており、いじめのアンケート調査の集計等で学校現場が多忙化することなく、子どもたちの豊かな心、健やかな体、確かな学力の育成についてバランスのとれた教育活動を実践することが重要。

No.	項目	発言者	発言要旨
54	3(2)	小学校長	児童生徒へのアンケート調査により、学校で見逃していた実態を把握することができる一方、アンケート内容によっては当事者間で解決しているようなものまで掘り返すこともあるという現状を踏まえて、調査の充実を図ってほしい。
55	3(2)	中学校長	アンケートの実施により、子どもたちも先生方も「いじめ」に関する認識が高まり、取組が活発になってきた。一方、アンケート以外でもいじめを発見できるよう、普段から気軽に相談できる関係づくりが大切。
56	3(2)	特別支援学校長	障がいのある児童生徒は周囲に助けを求めにくいという特性があることから、障がいのある、あるいは発達障がいのある児童生徒に対するいじめの実態を把握することが必要。
57	3(2)	PTA関係者	特別支援学級や通常の学級に在籍している特別な支援を必要としている子どものいじめの状況について把握し、きめ細かく対応することが必要。
58	3(2)	NPO等	いじめのアンケート調査において、回答する児童生徒が不利益を被らないためにも無記名式とすることが重要であり、また、アンケート結果を今後どのように生かしていくかについて検討することが必要。
59	3(2)	NPO等	いじめのアンケートについて、周囲の目を気にして「いじめられている」ということを書くことができないことから、満足度調査を実施する中で、児童生徒の悩みを聞くような方が重要。
60	3(2)	NPO等	子どもが、「困った」、「助けて」と言える大人を育成する支援が必要。罰則や評価よりも、子どもたちが安心できる環境を作るために、何ができるかを検討することが大切。
61	3(2)	NPO等	DV被害者へのサポート等を参考にして、「逃げること、逃げる場所があること」、「相談場所があること」、「秘密は絶対守られること」を、子どもたちに強く知らせ続けてほしい。
62	3(3)	小学校長	いじめをなくすためには、学校・家庭・地域・行政が一体となった実効性のある取組を行わなければならない、そのためには、地域と学校の教育活動の連携・協力の強化が必要。
63	3(3)	小学校長	学校だけで対処することが難しい事案が多いことから、学校・家庭・地域が連携した取組が重要であり、特に地域にかかわってもらうことが必要。
64	3(3)	小学校長	関係機関との連携について、学校や民生委員から児童相談所に情報を提供するのだが、その後の状況について、児童相談所から返答がないという現状がある。学校と児童相談所が双方向で情報共有できるような関係を築くことが重要。
65	3(3)	私学関係者	特別支援に関して、関係機関等の連携(当町では協議会を発足、保護者・幼(保)・小・中・高・療育機関等、相互理解や連携が形成されつつある)や、幼少期からの対応が大切。
66	3(3)	NPO等	NPOなど地域で活動している民間団体も、いじめを解決するために活動しており、連携協力が可能。また、条例制定について民間団体にも広く周知が必要。
67	3(4)	市町村教育長	現在、スクールカウンセラーは中学校に配置されているが、小学校にも配置を拡大することを希望。
68	3(4)	市町村教育長	子どもを多角的に見る目としてスクールカウンセラーや学校支援地域本部等の学校外の人材を活用することなど、取組を具体的に進めてもらいたい。
69	3(4)	市町村教育長	教員の教育相談の技術の向上がいじめ防止に効果があることから、道立教育研究所における教育相談に関する講座の拡充を検討してほしい。
70	3(4)	市町村教育長	スクールカウンセラーの全校配置を進めることが重要。
71	3(4)	小学校長	いじめの問題への対応では、スクールカウンセラーの配置や教員の加配が必要。
72	3(4)	小学校長	人と人とのかわりあいの中からいじめが発生することから、専門的知識を有するカウンセラーを増員することが重要。
73	3(4)	中学校長	学校は、これまでいじめの対応を進めてきたが、子どもと触れ合う時間の確保に向け、教職員定数や学級編制基準の見直し、スクールカウンセラーの配置等が必要。
74	3(4)	中学校長	いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保等について、今後、具体的な施策を期待。

No.	項目	発言者	発言要旨
75	3(4)	高等学校長	いじめは、弱い者に対してばかりでなく、親友だった者やいじめを行った者に対して行うなど複雑な場合もあり、専門的なスクールカウンセラーや第三者にかかわってもらい解決を図ることが必要。
76	3(4)	高等学校長	校内における取組を充実させていくためにも、スクールカウンセラーの全校配置などの施策の充実が必要。
77	3(4)	高等学校長	研修の充実に関して、地域で行う研修会の運営が公務として行えないなど、教員が研修に取り組みにくい状況がある。教員の資質向上を図る観点から、研修に取り組みやすくなるよう考慮していただきたい。
78	3(4)	私学関係者	スクールカウンセラーは、週1回程度の訪問では学校とのつながりが十分でなく、役割を十分に果たすことが難しい。より効果的な活用について検討する必要。
79	3(4)	家庭教育サポート企業	いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保や教職員の資質の向上に力を入れることが重要。
80	3(5)	市町村教育長	学校でのネットパトロールは、検索方法等の習得や使用できるパソコンの確保などの課題があり、専門業者によるパトロールは是非継続すべき。経費について各市町村で負担するなどの方法も考えられる。
81	3(5)	市町村教育長	年々携帯電話やパソコン等による、表面化しにくい要因が増えていることから、スクールカウンセラーの増員やネットパトロールの充実について推進すべき。
82	3(5)	中学校長	ネットによるトラブルやいじめへの指導については、学校では限界を感じている。モラル指導まではできても、発生後の対応は厳しい。
83	3(5)	中学校長	LINEやツイッターなど、ネットの危険性はどんどん進み、それに教員が追いつけない状況。いじめもネットによるものの比率が高まってきており、ネットへの対応を検討することが重要。
84	3(5)	高等学校長	インターネットに関わるツールやサイト、アプリ等が年々増加し、子どもたちがどのように使用しているのか把握できない状況にあるので、情報提供等を迅速にお願いしたい。
85	3(5)	高等学校長	LINEの普及に伴うトラブルなど、携帯電話やインターネットなどの情報機器に関する問題は時代とともに変化するので、条例では、時代に即した施策を行うことについて記載することが必要。
86	3(5)	PTA関係者	ネット上では、話し言葉が文字になることで相手を傷付けてしまうことに気付いていないのではないかと。こうしたことを教えることも必要。
87	3(5)	PTA関係者	多くのいじめがインターネット上で行われているが、このことに関する対策をわかりやすく示してほしい。
88	3(5)	NPO等	子どもの発達年齢に合わせた情報モラル教育が必要。子どもの中には、いじめにつながると思っていないかたたり、現実世界と異なるネットの世界を理解できていないかたたりすることもあり、保護者の子どもへの機器の与え方も含めて、体系的な情報モラル教育が必要。
89	3(6)	市町村教育長	道教委では、アンケート調査など、いじめに関する様々な調査を実施しているが、いじめ対策の充実ため、より具体的な分析を期待。
90	3(6)	市町村教育長	いじめる児童生徒、あるいはいじめられる児童生徒のもつ危険因子についての把握や、いじめが起らないようにするための予防教育の充実に向け、研修や指導資料の充実を図ることが必要。
91	3(7)	家庭教育サポート企業	いじめがなくなるよう伝えることは大切であるが、情報が伝わってこない。テレビやラジオ、新聞等のメディアを活用した広報が効果的。
92	3(8)	市町村教育長	道民全体でいじめの防止に取り組むため、財政上の措置については、学校教育以外の社会教育や市町村への支援についても検討することが必要。
93	3(8)	小学校長	子どもの心を育てる観点から、学校内でそれを担う者が必要。スクールカウンセラー等をどの学校でも活用できるようにするためには、財政面での保障が不可欠。
94	3(8)	小学校長	財政上の措置は、努力義務ではなく義務とすべき。
95	3(8)	高等学校長	財政上の措置は、学校運営上重要。例えばスクールカウンセラーは極めて有効であり、必要な経費を措置することが重要。
96	4(1)	高等学校長	この条例によって、現在自校で取り組んでいる対応(アンテナを高く、情報の共有、早期発見・対応)をより一層充実徹底していきたい。

No.	項目	発言者	発言要旨
97	4(1)	高等学校長	いじめの対応に当たっては、学級担任を孤立させることなく、組織的に対応することが重要。
98	4(1)	NPO等	いじめの問題について、学校でしっかり対応できるような組織や体制を構築することが重要。
99	4(2)	市町村長	いじめの早期発見・早期解消は当然であり、いじめはよくないという精神論やいじめを行った子どもへの措置よりも、相談や防止のための施策が重要。
100	4(2)	小学校長	いじめに対する措置で、事実確認の結果を道に報告し、道は必要な措置を行うとあるが、いじめは各学校の中で解決することが基本。学校の中だけでは解決が難しい場合について、道が必要な措置を行うとすべき。
101	4(2)	中学校長	いじめに対する措置で、学校内外や保護者間での情報の共有だけでは不十分であり、第三者機関の設置等を検討する必要。
102	4(2)	中学校長	加害者、被害者の保護者に対し、学校がこれまで以上に対応できるかが懸念される。条例ができて、学校や担任、管理職だけが苦勞するのは困る。
103	4(2)	中学校長	いじめを認知した後の対応マニュアルがきちんとあると良い。
104	4(2)	高等学校長	保護者との対応は非常に難しいことから、保護者への対応についての研修や、対応がこじれた場合の具体的な支援を行うことが重要。
105	4(2)	高等学校長	いじめの加害者は問題を抱えていることが多く、そうした子どもへの指導における家庭と学校の協力、家庭への支援などについて、条例に盛り込むことが重要。
106	4(2)	私学関係者	いじめの原因に早期に気づき、具体的な働きかけを行うことで、その要因を取り除く可能性が高まると考える。
107	4(2)	PTA関係者	子どもはいじめられたことを親や先生に相談するが、そのことが更なるいじめにつながるなど、悪循環を招く場合があるので、こうした悪循環を解消するための方策を検討することが必要。
108	4(2)	NPO等	鍵となるのは、現場にいる先生一人ひとりが、いじめを隠蔽することなく、正面から対処すること。①先生が「いじめは犯罪」と認識し、善悪の価値観を持ってきちんと対応する、②いじめを隠蔽せずに対処する、③いじめをした生徒に対して、その保護者からのリアクションに負けず、出席停止等の対応を行う、の3点が条例を施行するうえでのポイントとなると考える。
109	4(2)	NPO等	いじめを行った子どもやその保護者への支援を、専門家とともに、子どもの心の発達段階に応じて行うことが重要。
110	4(3)	小学校長	いじめの加害者には、懲戒・出席で対応する場合もあるが、国会の附帯決議を十分踏まえ、教育的な配慮が重要。
111	4(3)	中学校長	いじめを行った児童生徒への懲戒及び出席停止の措置について、実効性のあるものにするのが重要。
112	4(3)	私学関係者	いじめを行った児童生徒への「懲戒」は、その児童生徒をどのように指導し、育てていくのかを明示すべき。また、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒に対して、教員が「傾聴」という姿勢が必要。
113	4(3)	PTA関係者	いじめを行った児童生徒への出席停止も手段としてはあると思うが、放任傾向の保護者もいる中、対処療法だけでは十分な対応ができない現状もあることから、いじめられた側だけでなく、いじめた側への心のケアやフォローも必要。
114	4(5)	市町村教育長	児童生徒に関する引継ぎの方法などについての具体的なアドバイスがほしい。
115	4(5)	高等学校長	いじめられる子どもは、過去にもいじめられた経験をもつ場合があり、いじめの指導について、小・中・高の連携体制を確立し、情報交換、早期の気づきにより、解決を図ることが必要。
116	4(5)	私学関係者	幼稚園と小学校、小学校と中学校の間で連絡が取れるシステムづくりが必要。
117	4(6)	市町村教育長	いじめの根絶に向けた取組を進めるためには、教員の養成課程から取り組むことが必要。
118	5(1)	市町村長	重大事態の判断は誰がするのかによって対応が異なってくるのではないかと。
119	5(1)	市町村長	通報者、相談者の保護のため、地方公務員法で守秘義務が課されない外部委員や第三者の守秘義務について検討する必要。

No.	項目	発言者	発言要旨
120	6(1)	PTA関係者	いじめがあると隠す学校がある。重大な問題にならないよう、学校と家庭が情報を隠さず、提供し合って取り組むことが必要。
121	6(1)	PTA関係者	いじめがあると学校の評価が下がってしまうので、いじめを認めない学校があるのではないかと。いじめを「0」にするのではなく、早期の段階で発見、解決した学校が評価されるべき。
122	6(1)	社会教育関係者	学校評価が適正に行われるためには、いじめ防止の取組を評価者へ周知することが必要。また、事実が隠蔽されないことと、個人情報の保護の関係について、十分配慮することが必要。

その他(条文に関すること以外の意見)

No.	項目	発言者	発言要旨
123	その他	市町村長	条例制定後の施策を早期に明らかにしてほしい。
124	その他	市町村長	社会からいじめがなくなるよう、実効性のある取組を進めることが重要。
125	その他	市町村長	現状からみて、いじめの問題に対する取組は遅きに失している感がある。国の法律を受け、道が条例を制定するのは当然のことであり、市町村においても条例化により機運を高め、地域全体で子どもの成長を見守るべき。
126	その他	市町村長	現場の役割が重要であることから、校長に権限や予算等を与えていくことが必要。
127	その他	市町村長	現代社会では、孤立した家庭があり、子どもたちの心も渇ききっている状況。社会全体で、食育、運動、読書の在り方などを考え直し、子どもたちの心がみずみずしく、豊かになるよう、学校だけではなく社会全体で取り組むことが必要。
128	その他	市町村教育長	本条例の制定後、教職員の理解の深化を図る研修を行うことが必要。
129	その他	市町村教育長	いじめは学校だけの問題なのか、考える必要。子どもたちに対する「措置」と「教育」の二面があり、学校だけでは解決が難しい。また、いじめを受けたという内面的なものを、本人がどう受け止めているのかについても考えることが重要。
130	その他	市町村教育長	法律や道の条例は理念的なものでもよいのかもしれないが、市町村レベルでは財政負担の話が出てくるので、学校や地域が具体的に何をやるのかを示し、必要なヒト、カネ、モノを明確にしなければならない。
131	その他	市町村教育長	法律の制定からいち早く条例の制定に取り組む道の姿勢は評価できる。条例の制定に向けた手続きが、いじめをなくしていく取組の普及啓発になる。基本的な考え方は、いじめをなくすために必要な取組の全体を網羅している。
132	その他	市町村教育長	条例のねらいを社会全体に周知する必要がある。
133	その他	市町村教育長	条例の文言一つ一つを、学校や教育委員会の具体的な取組として明らかにしていく必要。
134	その他	市町村教育長	いじめ防止の取組を学校に限定したものにせず、道民全体に広げたものすることが重要。例えば、高校入試や道職員採用の面接の際に、どのようなボランティア活動をしてきたかなど、条例に基づいて、高校、大学、社会人などそれぞれの入口で投げかけることも一つの方法。
135	その他	市町村教育長	基本的に内容は良い。独自規定も必要。条例の普及・啓発を含め、こうしたテーマこそ道民運動が必要で、知事・道教委委員長がメッセージを出すべき。
136	その他	市町村教育長	学校は本当に努力しているという現状を広く道民にも伝え、教師や学校を支える環境づくりをしてほしい。また、コミュニティースクールの設置に向け大きく歩を進めていくことが、いじめの問題の対処にも大きく影響してくる。
137	その他	市町村教育長	大変関心が高い条例であり、説明会の時間が80分という設定では、十分な質問及び意見を述べる時間が少なかった。
138	その他	市町村教育長	条例制定後、基本的施策等について共通理解を図るため、説明会などの機会を設けることが必要。
139	その他	市町村教育長	児童生徒の一番身近にいる現場の教職員の声を聞き取り、素案に反映させることが必要。

No.	項目	発言者	発言要旨
140	その他	市町村教育長	条例制定後、学校や市町村教育委員会の意見を吸い上げるような体制や、施策等にその意見を反映させることが重要。
141	その他	市町村教育長	学校教育を中心とした条例であるが、社会教育の視点も取り入れることが重要。
142	その他	小学校長	いじめの問題について、現場では様々な事例に対する理解の促進を図りたいと考えており、教職員が研修を受けやすくするための支援が必要。
143	その他	小学校長	社会全体の機運を高めるため、今まで以上にTV、インターネット等多様なメディアを活用した啓発活動を推進することが重要。
144	その他	小学校長	いじめ防止のためには、現場のマンパワーが必要であり、それを高めるためには、①研修、②人の配置、③関係者の連携が大切。
145	その他	小学校長	条例の基本的な考え方について、内容的には整理されている。現場としては、責務だから、義務だからという指導にならないようにしなければならない。
146	その他	中学校長	周知の仕方を工夫するなどして、条例が家庭や地域など社会全体に浸透するようにしてほしい。
147	その他	中学校長	条例ができたときの道民への周知の工夫をお願いしたい。社会総がかりとはいっても、万が一、「いじめ」が発生した場合は、学校の責任である。
148	その他	中学校長	今までの取組を継続的なものとするについては理解できるが、義務教育の学校現場では、人的な保障がないまま報告や調査のみが増えることが懸念。学校としては当たり前のことをきちんとやることが重要。
149	その他	中学校長	保護者の要望が増大し、金銭的な補償など非常識な要求が増えている。このような事態に、学校や教育委員会が対応できる専門的な人材が必要。
150	その他	中学校長	保護者に対する周知については、学校を通してだけでなく、徹底するための取組が必要。
151	その他	高等学校長	条例の内容は、これまで学校が取り組んできたことを明文化しており、制定することによって、教職員は、一層意識していじめに対する問題に取り組むようになる。条例施行後は、条例を咀嚼して読み取り、組織としてしっかりと対応していきたい。
152	その他	高等学校長	条例の内容について、これまで学校や教育委員会がいじめの対応について実施してきたことを網羅しているものであり、適切な整理がされている。
153	その他	高等学校長	条例制定に向け一層きめ細かな対応をお願いしたい。学校では、教職員の意識の高揚と防止の徹底、人権教育の推進に取り組んでいくことが重要。
154	その他	高等学校長	条例の内容については、今まで学校で取り組んできたものが条文として整理され、理念として行政と学校がそれぞれの役割をもって取り組んでいくことと認識しており、内容としては評価できるが、条例を運用する際、「誰が、何を、どう行うのか」ということを明確にした説明資料があると取り組みやすいのではないかと。
155	その他	高等学校長	国の法律と条例の対照表があると分かりやすい。
156	その他	特別支援学校長	条例をつくる際、本道の広域性に鑑み、地域性に配慮することも重要。また、子どもたちの発達段階を踏まえた指導ができるような手立てを示すことが重要。
157	その他	私学関係者	様々な調査・報告業務により、目の前の子どもに注ぐエネルギーをそがれている状況。いじめは人間の本能であり、子どもの世界だけ駄目だと言っても、親同士では自分だけよければよいと考えていたり、日本も世界の争いのまっただ中に置かれていたりする現実がある。条例だけでは事の解決には至らず、根本的な解決の在り方に視点を広げていく必要。
158	その他	私学関係者	全国的に自殺等悲惨な結末を招いている事例が少なくない。これまでの取組の努力と苦勞は理解できるが、根本的解決にはほど遠いもの。国民・道民の「生き方」そのものの反映とも受け止めることができる。他のために役立つ人間の育成こそが大切。
159	その他	私学関係者	条例の基本的な考え方を否定はしないが、このことによって大きな成果は期待できないのではないかと。なぜ「いじめ」が起こるのか、なぜ「いじめ」がいけないことなのか、といった根本的問題についての深い分析や議論、戦後のわが国の教育や政治等とのかかわりについても考えてみなければならない。

No.	項目	発言者	発言要旨
160	その他	私学関係者	発達障害の子どもは、自分がどうしていじめられているか理解できないことがあり、理由を知り、知識を得て対応することで改善されることもある。幼児期からの育ちを一貫してケアする教育環境をつくる必要がある。
161	その他	PTA関係者	近年のネットによる誹謗中傷の増加に見られるように、いじめの態様は年々変化している。条例もこうしたいじめの態様を踏まえ、定期的に見直す必要がある。
162	その他	PTA関係者	これまでの取組は良いことと感じており、今後も継続すべき。基本的な考え方については、手厚く網羅されており、制定されることはよいことと感じるが、根底にある問題を見つめ直すことが大切。
163	その他	社会教育関係者	発達障害の指導に携わっていた際、「個人カルテ」を作成し、個に応じた指導や学校間の引継ぎを行っていた。いじめの早期発見では、アンケートに加えて「個人カルテ」のような指導記録を作成し、情報を関係者で共有して組織として対応することが大切。
164	その他	社会教育関係者	いじめは、学校だけでなくスポーツの場でも起こりうる。いじめの定義では、学校の内外を問わないとあるが、スポーツの場についての記載がない。教育とスポーツがひとつとなって、この問題に取り組んでほしい。
165	その他	社会教育関係者	短大生や大学生も含めた対応が必要であり、社会教育の観点も取り入れてほしい。
166	その他	NPO等	「いじめは犯罪」という観点から、いじめに適切に対処できなかった教職員に対して処罰することを盛り込む必要。
167	その他	NPO等	真摯に取り組まない教師への抑止力とするため、罰則は盛り込んでほしい。
168	その他	NPO等	問題行動を起こす子どもたちは、食事にも問題があるとの調査結果がある。いじめの子どもたちの食生活を改善することが必要。
169	その他	NPO等	命を大切にする意識が育っているのか、他者の気持ちを思いやる教育ができていないのか、まず捉え直すことが重要。これらのことが先決であり、そうでなければ、対策を総合的かつ効果的に推進することは難しい。
170	その他	家庭教育サポート企業	一般の人々にとっては、全ての文言が難しい。図解やダイジェストを用いるなどして、理解できるようにする必要。
171	その他	家庭教育サポート企業	地域としても、保護者に対する情報提供など、いじめをなくすために協力をしていきたい。
172	その他	不明	条例の基本的な考え方に賛成。学校現場として、職員の「いじめ防止」に関する意識を高め、組織として、地域と一体となった取組の充実に気持ちを新たにしたい。

<別紙>に関する意見

No.	項目	発言者	発言要旨
173	別紙⑬	PTA関係者	家庭教育は大切であり、「家庭の力・家庭の役割」などの資料も作成されているが、保護者に分かりやすいように伝えることが大切。
174	別紙⑮	市町村教育長	本条例の対象には幼稚園が含まれていないが、幼稚園の年長段階ではいじめの問題の芽が出てきていると考えられ、幼稚園段階に対する課題意識を持つことが重要。
175	別紙⑮	市町村教育長	いじめの問題の原点として、就学前の保育活動や幼稚園活動での教育実践が重要。
176	別紙⑮	私学関係者	幼児期からの人格形成・社会性の涵養の重要性を含めて、「いじめ」の問題も幼児期からの取組が欠かせない。「学校」という枠組にとらわれず、地域での連携について考慮すべき。
177	別紙⑮	NPO等	家庭教育において、乳幼児期から自己肯定感を高めることを体系的に行うことが必要。
178	別紙⑰	市町村長	現在の教員数で、いじめの実態を把握することは難しい。目が届くように、専門職を置くなどして、教員と連携した取組を進めることが重要。
179	別紙⑱	市町村教育長	いじめの未然防止や早期発見には、少人数指導が効果的と考えられることから、国や道の予算による少人数指導の加配措置、少人数学級の拡大を進めることが重要。

No.	項目	発言者	発言要旨
180	別紙⑩	市町村教育長	教師が子どもと向き合う時間の確保という観点から、少人数学級編制などの条件整備も含まれると考えるが、道として条例をつくるのであれば、国への要望のほか、道としてどのような対応をするのかを検討することが必要。
181	別紙⑩	小学校長	学校での組織の設置や、いじめが起きた場合の複数の教員による迅速な対応など実効ある取組を行うためには、教職員の人的配置等の環境整備が必要。
182	別紙⑩	小学校長	いじめの防止等に関わり、学校では教師が多忙なため、子どもと向き合う時間の確保が十分ではないことがあげられる。 子どもによっては教師が関わらなければ育てられないこと、培われないものもあることから、教師の多忙感を減らす方向の考え方も必要。
183	別紙⑩	中学校長	今後も、定数改善や児童生徒支援加配などの措置をとることが、道の姿勢を示すことになり、教職員のいじめ防止への取組の強い意欲の喚起につながると考える。
184	別紙⑩	PTA関係者	「教育環境の整備」を国に確実に要望することが重要。条例制定後、学校現場の環境整備をどう進めるか考えてほしい。
185	別紙⑩	NPO等	学校の環境整備が、一番の鍵と考える。先生の数を増やす、時数を減らすなど余裕のある学校にすることが重要。
186	別紙21	市町村教育長	教職員の研修において、教職員による体罰が起因となるいじめや、特別支援学級等の障がいのある児童生徒に対するいじめなどを盛り込んだ事例研究を行う必要。